

# 露店等を出店するときの遵守事項

萩市消防本部

## 1 対象火気器具等を使用する露店等（以下「火気使用露店等」という。）

露店、屋台その他これらに類するもの（以下「露店等」という。）のうち、対象火気器具等を使用する露店等をいいます。

※ 対象火気器具等とは、ガスこんろ、フライヤー、カセットこんろ、電気こんろ及び炭火等を使用するこんろ等（以下「ガスこんろ等」という。）及び 発電機 をいいます。

## 2 露店等の開設場所

- (1) 消火栓、防火水槽の投入若しくは採水に支障のない場所
- (2) 消防車庫及び消防用機械器具庫の出入りに支障のない場所
- (3) 消防自動車等の進入等に支障のない場所
- (4) 防火対象物からの避難に支障のない場所

## 3 消火器の準備

- (1) 火気使用露店等は、消火器を必ず準備してください。（粉末(ABC)消火器4型 以上のものを準備してください。）※ 消火器は 住宅用でないもの を準備してください。
- (2) 火気使用露店等1店舗につき1本以上準備してください。（火気使用露店等の各部分から歩行距離20m内に1本以上設置された場合は、共同利用を可とします。）
- (3) 消火器は事前に点検し、腐食しているもの、安全栓が抜けているもの及び使用期限が切れているものは交換してください。

## 4 ガスこんろ等を使用する際の遵守事項

- (1) ガスこんろ等と可燃物とは、上方1m以上、周囲15cm以上離してください。
- (2) ガスこんろ等は、可燃物が落下、又は接触するおそれのない位置に設けてください。
- (3) ガスこんろ等を設置する架台は、容易に転倒しない構造にしてください。
- (4) ガスこんろ等を設置する架台の天板は、不燃性の物を使用するか、不燃性の物で覆ってください。
- (5) ガスこんろ等は、風雨等により口火及びバーナーの火が消えないような措置を講じてください。
- (6) カセットこんろを使用する場合は、不適切な使用をしないでください（カセットこんろを2台並べた使用やカセットこんろを覆うような大きな調理器具（鉄板やなべ）の使用など）。
- (7) ガスこんろ等を使用している時は、その場を離れないでください。
- (8) 使用後の残り火、取灰の後始末は、完全に行い、取灰などをみだりに捨てないでください。
- (9) ガスこんろ等は、故障又は破損したものは使用しないでください。
- (10) ガスこんろ等の周りは、常に整理及び清掃に努め、みだりに可燃物を置かないでください。
- (11) 電気こんろは、たこ足配線を避け、電気配線の許容電流を守るとともに、配線やコンセント等の保護や雨水等に注意してください。

## 5 液化石油ガス（以下「ガス」という。）を使用する際の留意事項

- (1) ガスは空気より重く、漏れ出すと低い場所に滞留し、わずかな火でも引火する危険があるので、

ガス漏れには十分注意してください。

- (2) ゴムホースは、専用のものを使用し、ひび割れ等劣化のあるものは使用しないでください。
- (3) ゴムホースは、適正な長さのものを使用し、2本以上接続しないでください。
- (4) ゴムホースは、ボンベと火気器具の接続部分をホースバンド等で締め付けてください。
- (5) ガスボンベと火気器具は火災予防上安全な距離を保ってください。
- (6) ガスボンベは、直射日光の当たらない通風や換気の良い場所に設置してください。
- (7) ガスボンベは、平らな場所に置き、倒れないように鎖などで固定してください。
- (8) 1本のガスボンベから2以上の火気器具に分岐してガスを供給しないでください。ただし、分岐したものごとに開閉弁を設ける場合はこの限りではありません。
- (9) ガスを使用する火気器具は、ガス漏れがないことを確認してから点火してください。

## 6 やむを得ず発電機を使用する際の遵守事項

- (1) 発電機の周囲には、みだりに可燃物を置かないでください。
- (2) 通風や換気の良い、安定した平らな場所で、燃料漏れがないことを確認して使用してください。
- (3) 発電機の取扱説明書をよく読み、記載内容に基づいて使用してください。

## 7 ガソリン容器を使用する際の遵守事項

- (1) 火気露店等の出店に際し、原則ガソリン容器は持ち込まないでください。
- (2) やむを得ず持ち込む場合は、次のことを守ってください。
  - ア 消防法に適合した金属製容器を使用してください。
  - イ ガソリン容器の保管は、1缶までにしてください。
  - ウ 火気や高温部を避け、直射日光の当たらない通風や換気の良い場所に保管してください。
  - エ 容器は静電気が蓄積しないように、直接地面等に保管してください。

## 8 ガソリンを給油する際の遵守事項

- (1) 発電機への途中給油は、原則行わないでください。
- (2) やむを得ず途中給油を行う場合は、次のことを守ってください。
  - ア 必ずエンジンを停止し、消火器を準備してから行ってください。
  - イ 風通しが良い、観客・火気・可燃物等から離れた安全な場所で行ってください。
  - ウ ガソリンの漏れやあふれが起きないように、細心の注意を払うとともに、容器のキャップを開ける前には必ず圧力調整弁の操作を行ってください。
  - エ 容器の取扱説明書をよく読み、記載内容に基づいて使用してください。
- (3) 万一流出させてしまった場合は、次の処置を取ってください。
  - ア 周囲の者に危険を知らせ、火気使用制限や立入制限を行ってください。
  - イ 安全で可能な限り回収・除去を行ってください。
  - ウ 衣服や身体に付着した場合は、直ちに大量の水と石けんで洗ってください。
  - エ 状況によっては119番通報してください。

## 9 放火防止対策等

2日以上連続して露店等を開設され夜間等で無人になる場合は、放火防止対策を行ってください。また、ボンベやその他の燃料を設置したままにしないでください。